

証 人 調 書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期 日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏 名	駒野 いづみ
年 齢	61歳
住 所	横浜市 
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 野 眞 野 いづみ

印



原告（反訴被告）代理人（中島）

甲第80号証及び甲第148号証（各陳述書）を示す

これは、あなたから私がお伺いした内容をあなたがよく確認して、御自身で署名押印されたもので間違いありません。

はい、間違いございません。

それでは、お伺いしますけれども、能登町に蜂を供給していた武蔵野種苗園が撤退した後、その後任を引き受けた動機を簡単に教えてもらえますか。

この事業は大変すばらしい事業だと思ひまして、能登町と板橋区のためにお引き受けいたしました。

甲第151号証（給与支払事務所等の開設届出書）を示す

これはあなたの作成した開業届ですけれども、この開業届を作成した当時のあなたのメインの活動は、どういったものでしたか。

ホテル館におきまして、蜂ですとか蛍のボランティア活動をしておりました。

開業届の記載住所を、ホテル館の住所とした理由は。

その当時はホテル館が主に活動拠点でしたので、そのようにさせていただけましたが、すぐに訂正いたしました。

ここに住所を書いたことで、イノリー企画に何か利益はありましたか。

いえ、ございません。

乙第37号証（名刺）を示す

これはあなたの名刺ですけれども、ここの肩書、イノリー企画代表というふうに記載されてますけれども、この名刺を松崎さんに渡した当時、イノリー企画として営利活動をしていたことはありますか。

いえ、ございません。

どういう活動をしてましたか。

私はホテル生態管理協会においてボランティア、この生態アドバイザー

一ですとか、そういうボランティア活動をしておりました。
ここに書いてあるホタル再生環境アドバイザー、在来種マルハナバチ飼育と
いうのは、ボランティアとしての活動のことですね。

はい、そうです。

そのここに書いてある在来種マルハナバチ飼育のマルハナバチというのは、
イノリー企画として、能登町に供給してた蜂と同一のものですか。

違います。

蛍飼育のボランティアとして、平成26年1月に蛍生育調査を行った自然教
育センターについてお伺いしますけれども、このセンターは、生育調査を行
う能力があったと思いますか。

いえ、全くなかったと思います。

幼虫を見つける能力はあったんでしょうか。

いえ、全くなかったと思います。

あなたは、蛍の調査員が見つけられなかった幼虫を見つけたことがあります
よね。

はい、ございます。

それは、いつごろのことですか。

あれは、たしか2月の初めだったと思います。

それは、平成26年のこと。

はい、そうです。

それを見つけたときに、調査員はどういう反応をしてましたか。

何かよく分からなかったみたいです。幼虫がいることも分からなかつ
たみたいです。

ちなみに調査員は、雌か雄か区別できましたか。

いえ、区別できませんでした。

その幼虫を見つけたエピソードをおさめた動画というものは、Y o u T u b

eに公開されてますね。

はい。

提出を求められれば、できますか。

はい、できます。

では最後に、平成19年から蛍飼育のボランティアとして、蛍の現場を見てきた経験を通して、蛍を外から持ち込んだと言われてることについて、どう思いますか。

全くそれは、なかったと思います。私は当初からもボランティアで、ずっとホテル館におりまして、夜間も蛍の幼虫の、たくさん幼虫のいる確認をしましたし、幼虫が上陸する、たくさんの幼虫が上陸する姿も見てます。ですので、それは全くなかったと思います。

週何回ぐらい、ホテル館に来てたんですか。

4日から5日は行ってました。

被告（反訴原告）代理人（平松）

先ほどの陳述書、甲80号証などを見ますと、イノリー企画という団体としては、平成21年の夏の夜間公開時のTシャツ、ブルゾンなどの販売と、この活動のために、この団体が作られたということによろしいですか。

はい、そうです。

2011年に能登町と蜂の供給契約など、販売契約などをした、その能登町の事業が休止して以降、イノリー企画は何をしていますか。

イノリー企画としては、武蔵野種苗と同じように蜂の供給をしておりました。

平成24年に、能登町がそのクロマルハナバチの事業を休止した後ですね。

どこですか。

平成24年に、能登町が蜂の販売を休止しますよね。

はい。

それ以降、イノリー企画は、何を事業としてはしてるんですか。

事業としては、ほとんどなかったと思いますけれども、ただ。そうすると、武蔵野種苗園が撤退をするということで、阿部宣男さんが能登町にイノリー企画を紹介したと、これは間違いはないですね。

武蔵野種苗園さんが撤退した後、紹介といいますか、そのお話がございました。阿部宣男さんというよりも板橋区。

イノリー企画自体は、蜂の飼育の実績は全くなかったわけですよ。

実績は、はい、ないです。ないけれども。

陳述書の4ページにも、女王蜂の1匹の価格を決めた、武蔵野種苗園の時代よりも低い金額に決めたと。

はい。

それで、人件費などを賄っていけるのか心配だったというような記載がありますけれども、これはどうやって決めたんですか。この1匹4500円という金額は。

それは、能登町さんと相談の上ですね。

飼育の実績がないから、一体幾らで売ればいいのかというのを分かってたんですか。

分かっていたというか、やはり御相談の上、そうさせていただきました。

乙6号証が能登町との売買契約書及び秘密保守契約書ということで、この中には販売価格1匹4500円のほかに、能登町の毎月最低購入数が350匹と決められていましたけれども、イノリー企画として、どれぐらいの蜂を能登町に販売したんでしょうか。

今もうはっきりしたこと覚えてないです。

この350匹掛ける事業が休止するまでの1年間、供給し続けたということでもよろしいですか。

そうですね、ただ、当初は大変かかったお金も大きかったものですから、大変だったと思います。最終的には赤字になったと思います。その実績のないイノリー企画、クロマルハナバチの飼育の実績のないイノリー企画が、なぜ能登町との間での契約ができたんだとお考えですか。

私は当初、武蔵野種苗園というところでお仕事をさせていただいてたんですけれども、そのときに蜂の飼育ですとか、そういうことをしっかりと覚えさせていただきまして、信用はあったと思います。私の信用。飼育に対する。

そういうことを聞いているのではなくて、能登町とイノリー企画、イノリー企画が能登町と契約できたのは、阿部宣男さんがいたからではないんですか。

私はこの事業は大変すばらしくて、能登町ですと・・・。

そういうことは聞いてません。阿部宣男さんがいたから、イノリー企画と能登町との三者の契約になったんじゃないでしょうか。

それは、先生がいらしたからということもあります。きちっと御指導を受けることができて。

実体のなかったイノリー企画を利用して、三者の契約が締結されたと、こういうことになりますか。

いえ、違うと思います。それは私が蜂の仕事をしてたので、信用をさせていただけたんだと思います。

先ほどあなたは、ホテル館でボランティアをしていたと、こうおっしゃってたけれども、武蔵野種苗園でも働いてたんですか。

はい、そうです。武蔵野種苗園でお仕事してました。そこで蜂の飼育ですとか、そういうことをしっかりと学びました。

原告（反訴被告）代理人（中島）

ちょっとかみ合ってた部分でちょっと補足したいと思うんですけども、23年にイノリー企画として能登町と契約するに当たって、実績がなかった

というふうに答えた後に、さらに答えようとして、それで遮られた、そこを確認しますけれども、イノリー企画としては、Tシャツの販売の実績しかなかったから、実績がなかったと答えたんですね。

はい、そうです。

あなた御自身は、それ以前からホテル館において、阿部さんのいるホテル館において、マルハナバチの飼育のボランティアをずっと長年続けてきたわけですよ。

はい、そうです。

それで、23年の4月の前から武蔵野種苗園で継続して働いていて、そこで蜂の飼育の現場でずっと働いてたわけですよ。

はい、そうです。

その信用があって、能登町との契約に至ったんじゃないんですか。

はい、そうだと思います。

そうですよね。

一生懸命やりますと。

もう一つ聞きます。これも先ほどの質問、回答を遮られたあれなんですけども、能登町との契約を紹介したきっかけは、原告かもしれません。そういうふうに答えましたね。

はい。

ただ、契約に至っては、能登町からお願いされたということもあるんじゃないんですか。

そうです、能登町からお願いされました。

板橋区からも、お願いされたということもあるんじゃないんですか。

板橋区からも、お願いされました。

裁判官（森）

イノリー企画としては、成増のビルで蜂を飼育されてたんですよ。

はい、蜂を飼育してました。

部屋の中でされてたんですか。

はい、部屋の中です。

武蔵野種苗園もホタル館での蜂の飼育も、全て屋内ですか。

屋内です。

成増のビルで育てた蜂というのは、ホタル館から送っていたんですよね。

ホタル館といいますか、能登町に送る蜂を成増に持っていきました。その飼育した後、能登町に送るときなんですけど、一度、原告が確認をして、能登町に送るんですよね。

はい、そうです。最終的にはホタル館へ。

ホタル館から送るんですよね。

はい、そうです。

ホタル館に成増の蜂を持っていくのは、郵送か何かでされてたということですか。

車で。

あなたが。

はい。私だけではないですけども。

イノリー企画の人が成増からホタル館に運んで、そこから郵送していたということですか。

はい、そうです。

成増のビルに、原告が確認に来たことはありますか。

はい、来ていただいたことはあります。

ありますか。

はい。

裁判長

乙第6号証（売買契約書及び秘密保持契約書）を示す

乙6号証はあなたも作成に関与してる書面ですが、これの第1条を見ると、甲、これはイノリー企画ですが、甲は下記の特許権の一部を譲り受け、云々で、商品化を目標としている、と書いてありますね。

はい。

ここで言う特許権の一部を譲り受け、の一部、というのは何を指しておるんですか。

休眠処理ですね。

休眠処理の部分、特許権の休眠処理の部分ということですか。

はい、そうですね。

それで、それをイノリー企画は譲り受けたんですか。

譲り受けたというか、使うことを許可していただきました。

権利を譲り受けたわけではないけれども、使うことを許可してもらったという認識だということですか。

はい、そうですね。

この文章自体は譲り受けと書いてあると思うんですけども、そこは、ちょっとずれてることになりますか。

譲り受けたというと。

権利はイノリー企画のほうに移るということになりそうですけど、そういうことではないんですか。

ええ、許していただいたと。

以上